

化学物質についてみんなで考えるそれがPRTR

PRTRの届出は もう済みましたか？

電子届出がおすすめです



届出
期間

平成30年

4月1日~6月30日※

※平成30年度は、6月30日が土曜日のため、7月2日(月)までを届出期間とします。

一定の業種や要件に該当する事業者は、化管法における化学物質排出移動量届出制度 (PRTR制度※)に基づき対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられています。

※Pollutant Release and Transfer Register

◆PRTR制度および届出方法についてのお問い合わせ先

経済産業省 Tel.03-3501-1511 (代表)

化学物質排出把握管理推進法

検索

環境省 Tel.03-3581-3351 (代表)

PRTRインフォメーション広場

検索

各都道府県等のPRTR担当窓口